

神戸松蔭大学研究データポリシー解説

2025 年 7 月 3 日

(前文)

神戸松蔭大学（以下、「本学」という。）は、「基督教の愛の精神を基本とした教育を通じて、他者への思いやりの心をもって社会に貢献する人材を育成する」ことを基本理念とし、教育活動を行っている。また、本学は、「神戸松蔭大学研究者行動規範」に則り、自らの研究分野を深く探究し、得られた専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献する研究者を支援している。

こうした本学の教育・研究活動による知的成果を蓄積し、それを社会に還元することで、学術の発展や持続可能な未来社会の実現に寄与することを目指すにあたり、その過程で得られた研究データの管理・保存・公開及び利活用に関する基本方針を以下のとおり定める。

なお、本ポリシーは、本学における研究データの管理、公開及び利活用に関する方針を示すものであり、法令、契約、本学が定める規程等の実施に制約を与えるものではない。

(前文)

本ポリシーは、神戸松蔭大学（以下、「本学」という。）の教育理念及び「神戸松蔭大学研究者行動規範」に基づき策定するものであることを示した。

また、研究データの管理、公開及び利活用にあたっては、本ポリシーに従って実施することになるが、法令、契約、本学が定める規程、各研究分野で定められた規則や倫理指針等は、本ポリシーに優先して遵守されるべきことを明示した。

(研究データの定義)

1. 本ポリシーが対象とする研究データは、本学における研究と教育に関する学術活動を通じて収集又は生成されたデータをいい、デジタル・非デジタルを問わない。

(研究データの定義)

本ポリシーが対象とする研究データの範囲を記した。

「研究データ」

「研究データ」とは、後の 4. で示す専任教職員等の「大学構成員」により、学術活動の過程、あるいはその結果として収集・生成されたデータを指し、デジタルか否かは問わない。また、収集・生成したデータのみならず、それらを解析又は加工して作成したデー

タも含まれる。

学術活動の過程、あるいはその結果として収集・生成される具体的なデータの例は、「観測データ」、「調査データ」、「試験データ」、「標本」、「史資料」、「プログラム」、「研究ノート」等がある。

また、これらデータの加工過程に着目すると、「生データ」、「加工データ」、「二次データ」、「最終データ」等の種類があり、種別に着目すると、「数値データ」、「テキストデータ」、「画像データ」、「音声データ」等の種類がある。

なお、着任以前に収集・生成した研究データであっても、本学在籍中にこれを保持・利用している場合は、本ポリシーの対象となる。

「本学における研究と教育に関する学術活動」

「本学における研究と教育に関する学術活動」とは、専任教職員等の大学構成員が実施する学術活動の他、学外の研究者や講師等が、本学の施設等を利用して実施する共同研究、講演等の学術活動についても、原則として本ポリシーの適用対象となる。

（研究データの管理等）

2. 研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集又は生成した者が、法令及び本学の規程その他これに準ずるものの範囲内並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。

（研究データの管理等）

研究データの管理、公開及び利活用の方法の決定権は、そのデータを収集・生成した者が有することを明示した。ただし、それら方法の決定においては、法令や本学の関係規程等を遵守すべきこと、また、他者の権利や法的利益を侵害してはならないことを述べた。

「研究データの管理、公開及び利活用」

「研究データの管理」とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、学術活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することをいう。

「研究データの公開」とは、研究データを他者が利用できる状態にすることをいう。本ポリシーにおいては、アクセス制限なく誰でもが利用を可能とする「一般公開」と、アクセス権を付与された者のみが利用できる「共有」を指す。

「研究データの利活用」とは、公開された研究データを用いて、より多くの知的成果等が創出されるよう、データの価値を高めることをいう。

「法令及び本学の規程その他これに準ずるもの」

「法令及び本学の規程その他これに準ずるもの」には、法令及び本学が定める規程の他、各研究分野で定められたルール及び指針（倫理的要件を含む）等が含まれる。

「他の者の権利及び法的利益を害さない」

「他の者の権利及び法的利益を害さない」とは、例えば、研究データに第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合等、第三者が権利や法的利益を有している場合は、これを害してはならないことを指す。

（大学構成員の責務）

3. 本学において、研究又は教育に携わる、本学専任教職員、研究所員、研修員、研修生及び本学大学院生（以下、「大学構成員」という。）等の本学構成員は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

（大学構成員の責務）

本ポリシーの対象となる大学構成員が行うべき事柄を記すとともに、その範囲を示した。

「大学構成員」

「大学構成員」とは、本学の専任教職員を始め、研究所員、研修員、研修生及び学部・大学院の学生等、本学において教育・研究に関する学術活動を実施する者を指す。

学部及び大学院で研究指導を受ける学生や研究生等についても、大学構成員に含み本ポリシーの対象となる。これら学生等が研究活動を行った場合は、研究指導教員等の指導に基づいて研究データの管理等を行うものとする。ただし、授業時等に教育を受ける上で収集又は生成したデータは含まない。

兼務や客員等の常勤以外の立場の者であっても、本学において学術活動を主体的に実施する場合は、本ポリシーの対象となる。ただし、学術活動を事務的に支援することは、「学術活動を主体的に実施する」に該当しない。

「可能な限り」

研究データを公開し、利活用に供するにあたり、オープン・アンド・クローズド戦略に基づく戦略的な判断が求められる。法的及び倫理的要件に問題がない研究データであっても、そのすべてを公開しなければならない（公開すればよい）わけではない。例えば、研究成果の社会実装に向け知的財産として保護が必要な研究データを公開することは、オープン・アンド・クローズド戦略としては、適切ではない。

公開に問題がないと判断された研究データを公開するにあたっては、「FAIR 原則」に則ることが望ましい。F A I Rとは、Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる）の頭文字を取って、データ公開の適切な実施方法を表現した言葉として知られている。この FAIR 原則の日本語訳は、NBDC（国立研究開発法人科学技術振興機構 情報基盤事業部）の Web サイトに掲載されている。

□NBDC 研究チーム(訳),FAIR 原則(「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳) (2019).
<https://doi.org/10.18908/a.2019112601>

(大学の役割)

4. 本学は、研究データの管理及び公開、そして利活用を支援する環境の整備を推進する。

(大学の役割)

研究データの適切な管理・公開・利活用のため、大学として支援することを示した。

具体的な支援には、次のようなものが考えられる。

1. 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画や行動を支援する。
2. 研究データを管理・保存するための管理基盤を提供する。
3. 研究データを公開するためのデータリポジトリを提供する。
4. 公開する研究データのメタデータ作成を支援する。
5. 研究データの管理、公開、利活用に関する支援及び情報提供を行う。

(その他)

5. 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じ、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

研究データの管理、公開及び利活用のあり方は、社会や学術状況の変化の影響を受けることを鑑み、本ポリシーは、適宜見直しを行うことを明示した。